

指導資料



鹿児島県総合教育センター

特別支援教育 第148号

— 幼，小，中，高，特別支援学校対象 —

平成19年10月発行

支援の充実を目指した関係機関との連携の在り方 — 特別支援学校の巡回相談の活用と連携 —

学校教育法の一部改正により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においては、障害のある幼児児童生徒に対して適切な教育を行うこと、また、特別支援学校においては、小・中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒の教育について助言・援助に努めることが新たに規定された。特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒への支援を充実するためには、校園内の全職員の連携、協力はもちろんのこと、関係機関とも連携を図り、その専門性を支援に結び付けていくことが重要である。

そこで、本稿では小・中学校等において、幼児児童生徒一人一人への支援の充実を図るために、地域の最も身近な専門的機関である特別支援学校の巡回相談の活用や連携を行う際の在り方について述べる。

1 巡回相談の活用の現状

現在、県内の小・中学校等の多くの学校では、特別支援教育コーディネーター（以下、コーディネーターという）の指名、校内委員会の設置、実態把握などに取り組んでおり、特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒への支援が進みつつある（図1）。

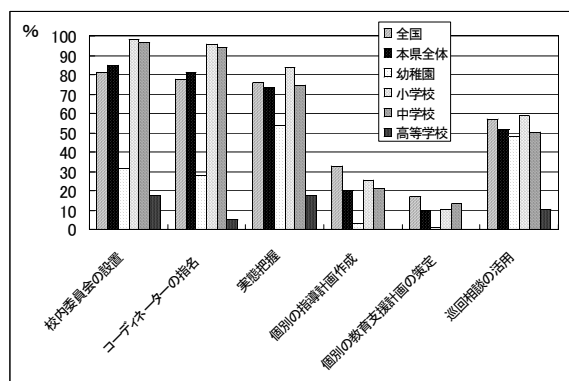


図1 特別支援教育の推進状況
(平成18年9月1日現在 文部科学省調べ)

当教育センターの調査によると、特別支援教育推進上の小・中学校の課題として、児童生徒の特別な教育的ニーズへの具体的な支援方法が最も多く挙げられており、このことは図2に示した巡回相談への具体的な依頼内容とも一致している。

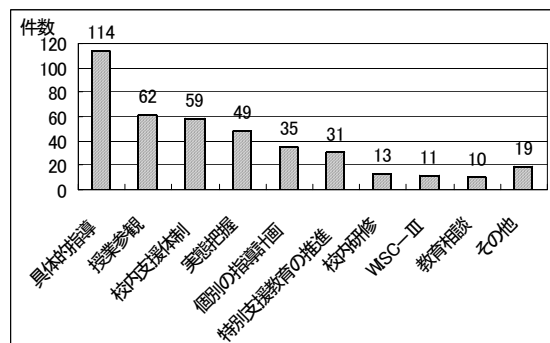


図2 巡回相談への依頼内容
(平成18年度 県教育委員会調べ)

現在、県内の特別支援学校では、校務分掌組織に「支援部」等を設けるとともに、各校で6～15人程のコーディネーターが指名され、特別支援教育体制推進事業の下で巡回相談員の委嘱を受け、地域の小・中学校等への巡回相談に当たっている。そして、巡回相談員間で担当地域を分担して研修会を実施したり、校内の担当者間でケース会議を行ったりして、小・中学校等との連携や助言・援助の内容の充実が図られるように取り組んでいる。

一方、担当地域が広域にわたる場合もあること、手続きの煩雑さや巡回回数などの制約等もあることなどから、巡回相談の未活用や継続した活用がなされていない小・中学校等も多いという課題がある。

2 特別支援学校のセンター的機能と巡回相談の役割

(1) 特別支援学校のセンター的機能

平成17年12月の「今後の特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」では、特別支援学校に期待されるセンター的機能として次のように例示されている。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

現在、県内の各特別支援学校では、これまで蓄積した教育上の経験やノウハウ

を生かし、各地域で障害のある幼児児童生徒に対する教育の中核的機関として以下のような取組が積極的になされている。

- 教員等を対象とした研修会の開催
障害理解や発達検査、指導法等の演習などを内容とした地域向け研修会の実施など
- 障害に関する教育相談の受け入れ
地域向けの教育相談会の開催や支援方法、就学等に関する相談の随時受け入れなど
- 教材・教具等の貸し出し
WISC-III検査器具や言語・数量等の指導のための教材・教具等の貸し出しや提供など
- 連携のための会議等の開催
地域の関係機関によるネットワーク会議やコーディネーター連絡会の開催など

また、これらの取組のほか、巡回相談を中心として地域の小・中学校等のニーズに応じた直接的な支援を行っている。

(2) 巡回相談の役割

巡回相談の目的は、小・中学校等で支援に当たる担任やコーディネーター、保護者などに対して、幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、支援の内容・方法を明らかにするための助言をすることである。具体的には、次のような内容が示されている。

- ・ 校内での実態把握の実施への助言
- ・ 授業場面の観察
- ・ 対象となる児童生徒や学校のニーズの把握と指導内容・方法に関する具体的助言
- ・ 校内における支援体制づくりへの助言
- ・ 個別の指導計画の作成への協力
- ・ 専門家チームとの連携 など

3 支援を充実させるための具体的な連携の在り方

(1) 支援の展開と巡回相談員との連携

小・中学校等では、コーディネーター

が中心となり、特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒への支援を図3のように展開していくことが考えられる。

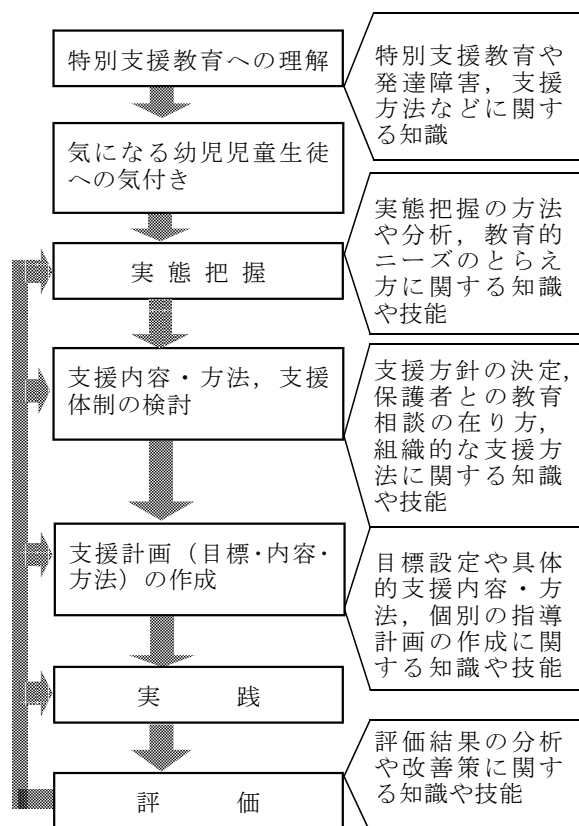


図3 支援の展開例と必要な知識・技能

このように特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒への支援を学校内で展開していくためには、学校の全職員が発達障害や支援方法、支援の評価などに関する知識や支援を要する幼児児童生徒の情報を共有することが重要である。そこで、自校の特別支援教育年間計画の中に、情報共有の場となる校内委員会や事例研究会等を位置付けたり、学校内で日常的に幼児児童生徒の理解や支援について話題にする雰囲気づくりに取り組んだりしていくことが求められる。その中で、教職員のもつ知識や情報をお互いに共有するとともに、巡回相談に対して、いつ、ど

こで、どのような知識や情報に関する援助や助言を求めるかを明確にし、学校全体で活用する体制を整えたい。

巡回相談の活用は、具体的には次のような場や機会が考えられる。

- ・ 校(園)内研修会の講師
- ・ 校内委員会への参加
- ・ 全体での事例研究会への参加
- ・ ケース会への参加・助言 など

(2) 連携構築のための配慮事項

巡回相談員との連携は、知識や情報のやりとりを中心とした連携（情報連携）を充実させていくことにより、支援計画作成や実践・評価・改善等を協働して進める連携（行動連携）へと発展していく。そこで、連携を充実させていくために、次のような点に配慮したい。

ア 日常的な関係づくり

小・中学校等のコーディネーターが巡回相談員との連携の窓口となる。年度当初から電話や電子メールなどを介して、担当の巡回相談員とこまめに連絡を取り、関係を築く。

イ 継続した情報のやりとり

一度の巡回相談で提供できる支援方法等の知識や情報は限られたものである。個々の事例に関する支援方法は、実践、評価、改善を繰り返す中で、最適化されていく。実践や評価、改善に関しても、巡回相談員に適宜情報を提供し、継続した相談となるように努めることが大切である。

ウ 連携方法の工夫

巡回相談の回数には制限があるため、

日常的には電話や電子メールなどを活用することが考えられる。また、個別の指導計画，行動記録等の文書や録画

記録のやりとり，インターネット回線を利用したテレビ電話によるケース会議なども工夫するとよい。

4 実践例

ここでは，A小学校の巡回相談との連携による実践を紹介する。

A小学校は児童数211人，学級数8学級（知的障害特別支援学級1学級を含む）である。就学指導委員会の機能を拡充させ，校内委員会の機能も備えた「校内支援委員会」を新たに設置している。巡回相談については，次のような基本的な考え方の下，その専門性を活用し，連携を図っている。

- (1) 校内の教職員の特別支援教育に関する知識の共有化や学校全体の専門性の向上を図るために，校内研修会等の全体場で助言・援助を求めるようにする。
- (2) 特別支援学級担任の専門性や教職員の研修等による知識を活用して，実態把握や分析，支援方法の検討などを行い，その内容等に関して助言・援助を求める。
- (3) コーディネーターが窓口となり，随時電話等でやりとりをして必要な情報や助言を受け，その内容は職員に還元する。

以上の基本的な考え方を基に，通常の学級に在籍する4人の児童に対して，担任や特別支援学級担任などを中心にした支援チームをそれぞれに組織し，個別の指導計画作成や実践等に取り組んでいる。理解のしかたや考えられる支援については，支援チームの案を基にした事例研究会に巡回相談員も加わり，全職員で支援の方向性を確認し合い，その後はコーディネーターが電話や文書等で経過を報告し，継続的に助言を得るようにしている。その過程で，具体的な手だての見直しが繰り返され，児童の学習面・行動面の困難さだけでなく，学級担任等の指導の困難さも軽減されてきている。

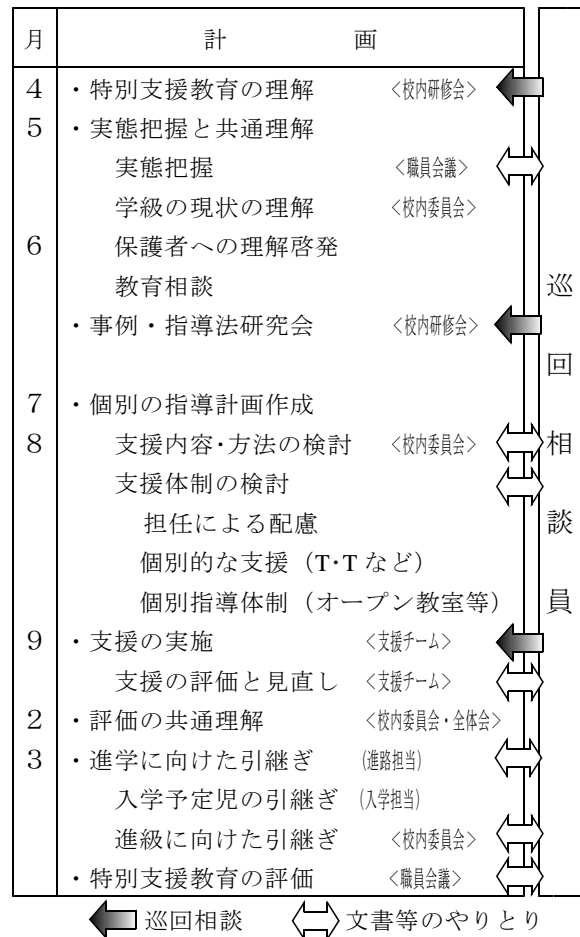


図4 A小学校の年間計画と連携例

特別支援教育の充実は，校内外の専門性や資源をつないでいくことから始まる。巡回相談を十分に活用し，巡回相談員のもつ知識や情報，支援に関するノウハウを校内で共有し，蓄積していくことで，すべての教職員の特別

支援教育に関する専門性の向上に結び付けていくようにしたい。

参考文献 「特別支援教育コーディネーター実践ガイド」
平成18年 国立特別支援教育総合研究所

(特別支援教育研修課)